九　本田技研工業株式会社に対する件

（違反法条　景表法第三条（懸賞制限告示第一項））

昭和四十五年（判）第一号

審　決

東京都中央区八重洲五丁目五番地

被審人　本田技研工業株式会社

右代表者　代表取締役　本　田　宗　一　郎

右代理人　弁　護　士　川　越　憲　治

公正取引委員会は、右被審人に対する昭和四十五年（判）第一号事件について審判手続を行なっていたところ、同人から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五十三条の三の規定に基づき、昭和四十七年七月二十四日付同意審決申出書が提出されたので、これを精査したところ、適当と認められた。よって、同条および不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。）第七条第二項の規定に基づき、その後の審判手続を経ないで、次のとおり審決する。

主　文

一　被審人は、被審人外福島ホンダ販売株式会社および同株式会社阿部モータースと共同して、福島県（ただし、福島県いわき市およびその周辺の地域を除く。）において、昭和四十四年四月一日から同年五月三十一日までを期間とし、「ホンダＮＯ・１セール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　被審人は、今後一年間、自動車を販売するに際し、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考各号のいずれかの方法により懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　被審人は、第一項の規定に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事実および法令の適用

別紙審判開始決定書記載のとおりである。

昭和四十七年八月十八日

公正取引委員会

委員長　谷村裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　橋本徳男
委員　呉文二

別紙

昭和四十五年（判）第一号

審判開始決定書

東京都中央区八重洲五丁目五番地
被審人　本田技研工業株式会社
右代表者　代表取締役　本田宗一郎

右の者から昭和四十五年（排）第三号について、昭和四十五年二月二十日不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、審判手続の開始の請求があったので、同法第八条第二項の規定により、右の者に対する審判手続を開始する。

第一　事　実

一　被審人本田技研工業株式会社（以下「本田技研」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、主として自動車の製造販売業を営む事業者であり、また、福島県郡山市開成三丁目九の三所在の同社福島営業所は、福島県一円の地域（ただし、福島県いわき市およびその周辺の地域を除く。以下同じ。）において乗用自動車（ホンダＮ三六〇）、福島県会津地方において商用自動車（ホンダＬＮ三六〇およびＴＮ三六〇）を卸売販売している。

被審人外福島ホンダ販売株式会社は、福島県福島市南町百八十二番地に主たる事務所を置き、本田技研の代理店として、福島県県北地域において前記商用自動車を卸売販売している事業者である。

被審人外株式会社阿部モータースは、福島県郡山市中町一番二号に事務所を置き、本田技研の代理店として、福島県県南地域において前記商用自動車を卸売販売している事業者である。

二　本田技研福島営業所は、被審人外福島ホンダ販売株式会社および被審人外株式会社阿部モータースと共同して、福島県一円の地域における一般消費者を対象に、「ホンダＮＯ・１セール」と称して、昭和四十四年四月一日から同年五月三十一日までの期間に、ホンダＮ三六〇（スタンダード三十一万八千円からカスタム四十万三千円までの四種類）、ホンダＬＮ三六〇（三十一万円）、ホンダＴＮ三六〇（三十万九千円）のいずれか一台買上げるごとに、販売店を通じて抽せん券一枚を与え、抽せんにより、特賞カラーテレビ（三洋電機一九ＣＴ八五〇〇型十四万円相当）を三名、一等賞ルームクーラー（三洋電機ＦＣ二〇三型四万二千円相当）を十名、二等賞カーステレオ（三洋電機ＦＴ二八〇型二万四千円相当）を五十名に提供することを企画し、この旨を昭和四十四年四月十三日付および同年五月五日付福島民報ならびに同年四月三十日付福島民友のいずれも福島県北、県南および会津地方版に広告し、また、この企画について表示したチラシ

を販売店を通じて福島県一円の地域に配布し、前記企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、三十万九千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、五万円である。よって、前記景品類中特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

第二　法令の適用

前記事実によれば、本田技研の右行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十五年三月三十日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎